

## かわかみ応援寄附金返礼品提供事業者募集要綱

### (目的)

第1条 ふるさと納税(かわかみ応援寄附金)制度により川上村(以下「村」または「本村」)へ寄附をいただいた村外在住の寄附者に対し、商品やサービス(以下「返礼品」)を贈呈することにより、本村の地元特産品の PR、魅力発信並びに販路拡大による地域経済の活性化を図るため、寄附者への返礼品提供に協力できる事業者(以下「返礼品提供事業者」)を募集する。

### (募集要件)

第2条 応募事業者は、以下の要件にすべて適合している必要がある。ただし、要件に適合していても、本村が返礼品提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 村内に事業所(本店・支店問わない。)がある法人、その他の団体及び個人事業者(以下「事業者」)。
- (2) 村税の滞納がない事業者。
- (3) 川上村暴力団排除条例(平成24年3月21日条例第4号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていない事業者。
- (4) 川上村個人情報保護条例及び関係法令を遵守し個人情報を適切に取り扱うことができる事業者。
- (5) 村が別途指示する契約を結ぶことが可能で、インターネットに接続でき、ふるさと納税代行業者が提供するシステムの利用が可能な事業者。

### (返礼品の要件)

第3条 かわかみ応援寄附金返礼品(以下「返礼品」)は、原則として川上村内で生産・加工されたものなど地元の特産品(川上村内の事業者等で作られたこだわりの商品、川上村の歴史を感じられる商品等)で川上村の返礼品としてふさわしい商品または本村の PR につながる商品や川上村内で提供されるサービスであること。

2 返礼品提供事業者が生産、製造、加工またはサービスの提供を行っている加工食品、生鮮食品、工芸品、体験型サービス等であり、以下の要件にすべて適合している必要がある。要件に適合していても本村が返礼品として適当でないと認めた場合はこの限りでない。

- (1) 本村の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。
- (2) 「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について(平成29年4月1日付け総務村第28号総務大臣通知)」に基づき、次に掲げるような「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないものであること。

ア 金銭類似性の高いもの(プリペイドカード、商品券、電子マネー、ポイント、マイル、通信料金等)

イ 資産性の高いもの(電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等)

(3) 体験型サービス(代行サービス等も含む)においては、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 村内及び村施設内にてサービスが提供されること。

イ 村内の地域資源を利用していること。

ウ 寄附者に対して、サービス提供を受けられることがわかる利用券等を発行し、事前に指定日を設けないものについては、送付後一年程度の有効期限を設けることができること。

エ 天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、代替日等を設定する事

オ 安全性の配慮に努めること。

(4) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)、商標法(昭和34年法律第127号)、特許法(昭和34年法律第121号)、著作権法(昭和45年法律第47号)、不正競争防止法(平成5年法律第47号)その他関係法令に違反していないものであること。

(5) その他、村長が適当と認めたもの。

(6) 返礼品の価格(消費税、梱包代込)は寄附金額の3割以内とし、返礼品の発送費用、諸手数料(ふるさと納税ポータルサイト利用料)を含めた価格は寄附金額の2割以内であること。

(7) 返礼品は、下表に掲げる寄附金額の区分に応じて募集する。村は返礼品額に加え(5)の規定による送料、諸手数料の実費を負担する。

ア 返礼品の価格が、返礼品の負担額(上限)を下回る場合は実際にかかった費用を村が負担する。

イ 複数回に分けて返礼品の発送をする場合は、合計の商品価格、梱包代で返礼品の価格を決定する。

	寄附金額区分	返礼品の価格 (税込、梱包代込)	村の返礼品の負担額 (上限)	村の送料、諸手数料 負担(上限)(ポータル サイト手数料含む)
A	10,000円以上	3,000円相当	3,000円	2,000円
B	1,5000円以上	4,500円相当	4,500円	3,000円
C	20,000円以上	6,000円相当	6,000円	4,000円
D	25,000円以上	7,500円相当	7,500円	5,000円
E	30,000円以上	9,000円相当	9,000円	6,000円
F	50,000円以上	15,000円相当	15,000円	10,000円
G	100,000円以上	30,000円相当	30,000円	20,000円
H	200,000円以上	60,000円相当	60,000円	40,000円
I	上記以外	寄附金額の3割相当	寄附金額の3割	寄附金額の2割

(申請方法)

第4条 申請しようする事業者は下記書類に必要事項を記入し、関係書類を添え、川上村総務税務課へ持参又は郵送にて提出すること。なお、申請に係る費用の一切は、返礼品提供者の負担とする。

(1)かわかみ応援寄附金提供者登録申請書(様式第1号)

(2) 返礼品提案書(様式第2号) ※1商品につき1枚作成

(返礼品提供者および返礼品の審査結果通知)

第5条 村長が、本村における選定基準に基づき、返礼品提供者登録の可否および返礼品の採択を審査し、その結果を「かわかみ応援寄附金返礼品提供者承認(不承認)通知書(様式第3号)」、「かわかみ応援寄附金返礼品承認通知書(様式第4号)」、「かわかみ応援寄附金返礼品不承認通知書」(様式第5号)により返礼品提供者へ通知する。

また、承認、不承認どちらの場合においても、その理由は不開示とする。

(返礼品の内容変更等)

第6条 返礼品提供事業者登録決定及び返礼品決定後に、登録した企業情報及び返礼品の内容を変更・辞退する場合は、すみやかに村及び代行業者に報告しなければならない。返礼品を変更する際は、「返礼品提案書」(様式第2号)も新たに作成し、併せて提出しなければならない。なお変更・辞退で発生する費用は返礼品提供者の負担とする。

(返礼品提供事業者および返礼品の登録取消)

第7条 村は、登録された返礼品提供事業者または返礼品の登録内容が次のいずれかに該当した場合、当該事案を審査し、その結果継続が認められないと判断された際は、当該返礼品提供事業者に対し、「かわかみ応援寄附金返礼品提供事業者登録取消通知書」(様式第6号)、を送付し、登録取り消しを行うものとする。

(1) 本要綱第2条及び第3条に定める要件に適合しなくなったと認める場合

(2) 提出書類に虚偽がある場合

(3) 村に損害を及ぼす行為があった場合

(4) 返礼品の提供に関して遅滞なく発送が行えない事由が発生した場合

また、返礼品提供事業者が倒産した場合は、村は通知書を送付せず、取り消しができるものとする。

**(返礼品提供事業者の責務)**

**第8条** 返礼品提供事業者は次の事項に関し責務を負う。

**(1)個人情報の保護**

返礼品提供事業者は、個人情報の取扱いについて、川上村個人情報保護条例及び関係法令を遵守し、知り得た寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用してはならない。

**(2)返礼品の品質保持**

登録された返礼品の品質は事業者が管理すること。登録内容と著しく乖離した返礼品の発送、登録外品の発送、その他事由により寄附者から賠償の請求があった場合、本村は一切責めを負わないものとする。

**附則**

この要綱は、令和2年2月1日より施行する。